

**羽曳野市公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者募集要項【(仮称) 第4こども園】に係る質問及び回答**

質問 No.	該当箇所			質問内容	回答
	資料名	頁	項目		
1 物件明細	-	概算売却価格		土地の値段がいつの時点で出てくるのかご教示頂きたいです。応募申請するか否かの一番の判断基準になるかと思われるためお願いいたします。	概算売却価格については、令和7年11月14日時点の概算価格を公表済みです。なお、現在測量、分筆を実施していることから、敷地面積が確定次第、改めて売却予定価格を公表します。
2 物件明細	-	-		敷地について、測量中と現地説明会ではありましたが、測量図の公開予定日をご教示ください。	令和7年11月21日時点において、一部測量が終了していないため、測量図の公開日が確定次第、市ウェブサイトへ掲載するとともに、現地見学会参加事業者、応募申込者へ個別にお知らせします。
3 物件明細	-	特記事項 5その他について		現況の給食センターの図面を共有いただけないでしょうか。	別紙:募集施設の条件等P.4<資料の閲覧について>に記載のとおり、既存建物の建築図面等の参考図書については、こども保育課にて閲覧可能です。
4 物件明細	-	特記事項 5その他について		給食センター解体の予算はどれくらいになりますか。市としてもある程度見通しを立ておられるかと思いますので、そちらをご教授頂きたいです。	概算売却価格については、既存建物の解体撤去費を考慮し設定しております。近日中に、解体費算出の参考となる図面等を市ウェブサイトに掲載しますので、参考してください。
5 別紙:募集施設の 条件等	1	1運営に関する条件 <教育・保育内容>		「定員168名を基本」とのことですが、定員の増減は認められるのでしょうか。	「別紙:募集施設の条件等」1運営に関する条件<教育・保育内容>(1)定員・規模に記載の条件に適合する場合は可とします。ただし、市の計画値との整合を図る必要があることから、大幅な変更は認められない場合があります。
6 別紙:募集施設の 条件等	1	1運営に関する条件 <教育・保育内容>		運営に関する条件の定員については、市と協議の上最終決定するものとあるが、どの段階で市と協議ができるのでしょうか。また、定員の増減があった場合は設置図面の変更も考えられるが、それは認められるのでしょうか。	事業者決定後、隨時協議します。計画内容の変更については、募集要項P.8 8その他(5)のとおりですが、市と協議の結果、定員の増減があった場合は、必要に応じて図面の変更は認められます。
7 別紙:募集施設の 条件等	1	1運営に関する条件 <教育・保育内容>		一時預かり保育、特別支援保育のニーズがどの程度見込まれるかご教示いただけますでしょうか。	一時預かり保育の量の見込みについては、「第3期はびきのこども夢プラン」(第5章4地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保)に記載のとおりです。 特別支援保育については、具体的なニーズは把握しておりません。
8 別紙:募集施設の 条件等	2	1運営に関する条件 <施設整備>		必要有効面積は定員に対して以下の考え方で良いでしょうか。 0歳:3.3m <sup>2</sup> /人、1歳:3.3m <sup>2</sup> /人、2~5歳:1.98m <sup>2</sup> /人 但し、3~5歳については1クラスにつき53m <sup>2</sup> 以上必要。	・「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例」(第三章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準) ・「大阪府認定こども園の認定、設置認可に関する審査基準及び設置届出における設備運営に関する基準」 ・「大阪府認定こども園の認定・認可等に関する事務等の運用上の取扱いについて(通知)」(令和6年10月1日子育第2043号)をご確認ください。

質問 No.	該当箇所			質問内容	回答
	資料名	頁	項目		
9	別紙:募集施設の条件等	2	1運営に関する条件 <施設整備>	子育て支援室、一時預かり保育室、病児保育室の面積に規定はあるのでしょうか。	・「大阪府認定こども園の認定、設置認可に関する審査基準及び設置届出における設備運営に関する基準」 ・「大阪府認定こども園の認定・認可等に関する事務等の運用上の取扱いについて(通知)」(令和6年10月1日子育第2043号) ・「地域子育て支援拠点事業の実施について」(令和6年3月30日こ成環第113号)※最近改正:令和7年4月1日こ成環第106号 ・「一時預かり事業の実施について」(令和6年3月30日5文科初第2592号こ成保第191号)※最近改正:令和7年3月31日6文科初第2896号こ成保第252号 ・「病児保育事業の実施について」(令和6年3月30日こ成保第180号)※最近改正:令和7年3月31日こ成保第254号等をご確認ください。
10	別紙:募集施設の条件等	2	1運営に関する条件 <施設整備>	遊戯室を単独で設ける場合、最低面積の規定はありますか。	「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例」(第三章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準)をご確認ください。
11	別紙:募集施設の条件等	2	1運営に関する条件 <施設整備>	有効面積については以下の考え方で良いでしょうか。 有効面積に算入できないもの (常時あるロッカー、本棚、ピアノ、手洗い器等) 有効面積に算入できるもの (常設でない椅子、机、ベビーベット、150cm以上の吊戸棚の下部)	大阪府において、「有効面積の考え方について詳細な規定や取り決めはございませんが、固定されている家具等については有効面積から外すことが望ましいです。」とされています。
12	別紙:募集施設の条件等	2	1運営に関する条件 <施設整備>	近隣駐車場等は従業員用もしくは保護者用として確保してよいのでしょうか。	敷地の内外を問いませんが、別紙:募集施設の条件等P.2<施設整備>の記載内容に配慮した計画としてください。
13	別紙:募集施設の条件等	2	3整備補助金に関する条件等	整備補助金の内示通知は、いつ頃予定されておりますでしょうか。	事業者の整備スケジュールによります。参考までに令和7年度整備補助金内示時期は以下のとおりです。 ①事業着手予定月が令和7年4月又は5月の事業⇒4月1日 ②事業着手予定月が令和7年6月又は7月の事業⇒6月上旬 ③事業着手予定月が令和7年8月又は9月の事業⇒8月上旬 ④事業着手予定月が令和7年10月又は11月の事業⇒10月上旬 ⑤事業着手予定月が令和7年12月から令和8年3月の事業⇒12月上旬
14	別紙:募集施設の条件等	2	3整備補助金に関する条件等	施設整備補助事業は単年度または複数年度どちらになりますでしょうか。	事業者の整備スケジュールにより、単年度、複数年度のどちらも想定されます。なお、複数年度事業において、1年目に工事着手されない場合(例:1年目に実施設計、2年目に工事)、設計料は交付対象外となるため、ご留意ください。
15	様式第3号	-	4 事業者の沿革	新規法人の場合、(④)沿革は未記入でよいのか、または既存法人の沿革を記載してよいのかご教示ください。	既存法人の沿革を記載してください。